

特定非営利活動法人引退馬協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人引退馬協会と称し、英文では「The Retired Horse Association (略称 RHA)」と称する。

(事務所等)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県香取市本矢作225番地1に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を、北海道夕張郡長沼町東8線北2番地に置く。
 - 3 この法人は必要に応じ、支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人と人が触れ合う機会が少なくなって、心をなくした時代となりつつあるといわれる今、①会員相互の協力により、用途変更となって行き場をなくした引退馬の繋養を推進し、人と馬が触れ合う場を提供する②これによって、個々の馬が生まれ持つ能力を活かし、人々が心身ともに健康的で充実した生活を送ることに寄与する③全国の馬産地を見学者が訪れることによって、その地域の経済を活性化させ、新たな経済活動を生み出す効果を引き出すことを目的として活動する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 馬と人のふれあい事業
 2. 啓発事業
 3. 引退馬ネット事業
 4. フォスターペアレント事業

5. 協賛及び後援事業
 6. 上記5事業より派生するその他の事業
- (2) その他の事業
1. 物品販売事業
 2. 出版事業
 3. 請負事業
- 2 前項第2号に掲げる「その他の事業」は、同項第1号に掲げる「特定非営利活動に係る事業」に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の趣旨に賛同し会員手続きをした者を会員とする。会員の種別は以下の通りとする。

(1) 社員

以下に述べる(2)一般会員及び(3)FP会員のうち、総会において議決権を有する会員を指す。

(2) 一般会員

この法人の活動の趣旨に賛同して入会し、会費を納入している会員を指す。

(3) FP会員

この法人の活動の趣旨に賛同して入会し、会費を納入している、フォスターホースを支援する会員を指す。FP会員は、「特定のフォスターホースを支援するFP会員」と「フォスターホースを特定せず支援するFP会員」の二種とする。

(4) 後援会員

この法人の活動の趣旨に賛同し、資金面で援助することを目的として入会した会員を指す。一般会員・FP会員との組み合わせも可とする。

(5) 賛同会員

この法人の活動の趣旨に賛同することを表明した上記(1)(2)(3)(4)以外の会員指す。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 一般会員、FP会員が社員として登録しようとするときは、代表理事が別に定める「社員資格取得申請書」の提出により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、社員として認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを社員として認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条により除名されたとき。

- (2) 住所、氏名の変更等により送付物が届かなくなった者については会員を継続する意志がないものとして会員登録抹消とする。ただし、再登録の申し出があれば会員として再登録できるものとする。
- (3) 本人が死亡したとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 馬への虐待行為を行った者、迷惑行為を行った者等については会員登録を抹消することができるものとする。

(細則)

第12条 会員の権利と義務、会費等の細則は、理事会において別途定める。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 NPO法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要なときは、代表理事に対して総会の招集を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったとき、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は報酬を受けることができない。

- 2 役員がその職務を執行するために要した費用の弁償、その他に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

第5章 事務局等の設置

(事務局)

第20条 この法人には業務を遂行するための事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(運営委員会)

第21条 この法人には、業務を遂行する上で必要な事案が生じた場合において、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の構成員は、代表理事の指示により、事務局長が会員の中より招集する。
- 3 運営委員会の運営に関する必要事項は、代表理事が別に定める。

(顧問)

第 22 条 この法人には顧問を置くことができる。顧問は理事会において選出し、代表理事がこれを任免する。

2 顧問は、理事会の諮問に応じ、法人の活動や運営に対して助言をすることができる。
(報酬等)

第 23 条 事務局長及び職員は報酬を受けることができる。必要な事項は代表理事が別に定める。

2 運営委員、顧問の報酬及びその職務を執行するために要した費用の弁償、その他に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

第 6 章 会議

(種別)

第 24 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 25 条 総会は、社員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 26 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任又は解任
- (5) 運営委員の承認

2 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する

- (1) 会員の除名
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他、法人の運営に関して必要な重要事項

(開催)

第 27 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 総会及び理事会は、第27条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2 会議を招集するにあたり、招集者は請求があった日から60日以内に会議の構成員を招集しなければならない。招集に際しては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール等の電磁的方法をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から代表理事が指名する。
2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第30条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会及び理事会における議決事項は、第28条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3 理事または正会員が会議の目的である事項について提案した場合において、構成員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各社員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により、当該構成員は、第30条、及び第31条第2項の適用については、会議に出席したものとみなす。
4 総会及び理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、構成員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、会議の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称
 - (3) 会議の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録の保存期間は10年とし、この法人の事務所に置いて備え置く。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、代表理事の監督のもとに事務局が管理し、監事の監査を受けるものとする。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第38条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事の指示により事務局が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事の指示により事務局が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 41 条 この法人の事業年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人のうちから、理事会において選定し、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 47 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 沼田 恭子
専務理事 加藤 めぐみ
理事 山崎 拓味
同 倉橋 洋子
監事 松尾 圭二
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から2012年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定に関わらず、成立の日から2011年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)一般会員及びF P会員 一ヶ月 1,000 円
F P会員は、初期費用として4,000 円（最初にF Hを持つ時のみ）
維持管理費として、一ヶ月一口4,000 円（半口2,000 円）を別途支払うものとする。
 - (2)賛同会員 会費は無料 会報の郵送購読料として一年間2,400 円（PDF 配信は無料）

附 則

この定款は、2023年9月21日から施行する。